

建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場等の許可基準

藤沢市計画建築部建築指導課
制定 平成31年3月26日

(趣旨)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条第6項に規定する仮設興行場等の建築の許可について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この基準における用語の定義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）の例による。

(許可の対象となる仮設興行場等とその敷地に関する基準)

第3条 許可の対象となる仮設興行場等とその敷地については次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 仮設興行場等の用途は別表第1（い）欄に掲げる用途であること。
- (2) 別表第1（い）欄に掲げる用途に供する仮設興行場等の存続期間は同表（ろ）欄の当該各項に掲げる期間内とすること。
- (3) 別表第1（い）欄に掲げる用途に供する仮設興行場等は、同表（は）欄に掲げる区域又は地域に建築しないこと。
- (4) 別表第1（い）欄（2）項に掲げる用途に供する仮設興行場等を建築する場合は、従前の建築物に係る工事を施工することが明らかなものであること。
- (5) 別表第1（い）欄（3）項に掲げる用途に供する仮設興行場等を建築する場合は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 工事を施工することが明らかなものであること。
 - イ 仮設興行場等の敷地は、工事現場からおおむね1キロメートル以内の距離にあること。
- (6) 別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する仮設興行場等は、公共海岸の区域に設けるものであること。
- (7) 別表第1（い）欄（5）項に掲げる用途に供する仮設興行場等を建築する場合は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 販売する住宅の建築に係る確認済証が交付されていること。
 - イ 仮設興行場等の敷地は、販売する住宅の敷地からおおむね1キロメ

- ートル以内の距離にあること。
- ウ 仮設興行場等の敷地内又は敷地に近接する土地に、規模により相応の来客用駐車場を確保すること。
- (8) 別表第1(イ)欄(6)項に掲げる用途に供する仮設興行場等については、土地区画整理事業施行のため移転が必要となる建築物であること。
- (9) 別表第1(イ)欄(7)項に掲げる用途に供する仮設興行場等は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 営業主体の異なる複数の仮設展示住宅を一元的に営む一団の土地におけるものであること。
- イ 仮設展示住宅内に設ける台所、便所又は浴室に設ける給排水設備(給茶又は清掃のために必要な最低限のものを除く。)は、その機能を果たすものではないこと。
- ウ 仮設興行場等の敷地内又は敷地に近接する土地に、仮設興行場等が存する一団の土地の規模により相応の来客用駐車場を確保すること。
- (10) 別表第1(イ)欄(8)項に掲げる用途に供する仮設興行場等を建築する場合は、当該選挙が公職選挙法に基づくものであること。
- (11) 仮設興行場等の階数は、3以下であること。
- (12) 仮設興行場等は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 法第6条第1項第4号に掲げる建築物を除き、政令第82条第1号から第3号までに定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。
- イ 基礎の構造は、法第6条第1項第2号及び同項第3号に掲げるものを除き、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮し、構造耐力上安全なものとして検証されたものであること。
- (13) 仮設興行場等の屋根は、政令第109条の8に規定する性能を有すること。
- (14) 仮設興行場等の延べ面積は、1,500平方メートルを超えないこと。ただし、床面積の合計1,500平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2口の防火設備で区画した場合は、この限りでない。
- (15) 仮設興行場等が法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる仮設興行場等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設けるこ

と。

ア 法第27条第1項第2号に該当する仮設興行場等（同項各号（同項第2号にあっては、法別表第1（1）項に係る部分に限る。）に該当するものを除く。）の外壁及び軒裏を防火構造とすること。

イ アに掲げる仮設興行場等以外の仮設興行場等 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 主要構造部を準耐火構造とすること。

(イ) 政令第109条の3の規定に適合するものであること。

(16) くみ取便所を設ける場合にあっては、政令第29条の構造とすること。

(17) 火を使用する設備又は器具を設けた室（主要構造部を耐火構造としたものを除く。）等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。

(18) 仮設興行場等の主要な出口から道路（法第42条に規定する道路をいう。以下同じ。）又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けること。

(19) 仮設興行場等、これに附属する門若しくは扉又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出すものでないこと。

(20) 仮設興行場等（法第53条第5項第1号及び第2号に該当するものを除く。）の建蔽率は、法第53条第1項各号に定める数値に10分の1（同条第3項第2号に該当するものにあつては10分の2）を加えた数値を超えないこと。

(21) 防火地域内においては、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。

(22) 準防火地域内においては、地階を除く階数が3以上である仮設興行場等又は延べ面積が500平方メートルを超える仮設興行場等は延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。

(23) 法第68条の10第1項の認定を受けた型式に係る建築物の部分（法第20条第1項第1号後段、第2号イ後段及び第3号イ後段に係る部分に限る。）を変更しないこと。ただし、建築物の用途（各室の床の積載荷重に変更が生じる場合を除く。）については、この限りでない。

(24) 前各号に掲げる基準のほか、市長が必要と認める措置を行うこと。

(適用の除外)

第4条 市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この基準によらないことができる。

(申請書に添える図書)

第5条 藤沢市建築基準等に関する規則に規定する市長が必要であると認める図書又は書面は、別表第2の各項の(い)欄に掲げる仮設興行場等の種別に応じて当該各項の(ろ)欄の図書及び許可の審査に必要と認める図書又は書面とする。

2 代理者によって許可の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類

(附則)

この基準は、2019年(令和元年)6月1日より施行する。

(附則)

この基準は、2021年(令和3年)4月1日より施行する。

(附則)

この基準は、2022年(令和4年)6月13日より施行する。

別表第1

	(い)	(ろ)	(は)
	仮設興行場等の用途	仮設興行場等の存続期間	建築してはならない区域又は地域
(1)	仮設興行場、博覧会建築物	1年以内	第1種低層住居専用地域若しくは第2種低層住居専用地域又は市街化調整区域 (都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。以下同じ。)
(2)	建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗、仮設校舎その他これらに類するもの	当該工事の施工上必要と認める期間	—
(3)	工事を施工するための事務所、下小屋、材料置場その他これらに類するもの	当該工事の施工上必要と認める期間	—
(4)	海水浴場施設	夏期	—
(5)	住宅の販売のためのモデルルーム	1年以内	市街化調整区域
(6)	土地区画整理事業施行のためのもの(仮設住宅等)	1年以内	—
(7)	仮設展示住宅及び仮設展示住宅を運営するために必要なもの	1年以内	第1種低層住居専用地域若しくは第2種低層住居専用地域又は市街化調整区域
(8)	選挙事務所	1年以内、かつ、その選挙事務所の設置のため、必要と認める期間	—

別表第 2

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(1)	全ての仮設興行場等	理由書	許可を要する理由
			用途
			許可期間内に除却する旨の誓約
			法第 8 5 条第 6 項、政令第 1 4 7 条第 1 項又は藤沢市建築基準等に関する条例第 9 5 条の規定に基づく適用しない規定
		公図及び登記事項証明書の写し並びに土地使用に関する図書	土地の所有者の氏名、住所及び連絡先並びに土地使用に関する賃貸契約、承諾その他の事項で、継続した土地使用が可能であることを示す事項
		各階平面図	火を使用する設備又は器具の種類
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		耐火構造等の構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
第 3 条第 2 4 号で定める基準の適合性に関する図書	第 3 条第 2 4 号で定める基準の審査に必要な事項		

(2)	第3条第12号アに該当する仮設興行場等	省令第1条の3による図書及び明示すべき事項	
(3)	第3条第12号イの適用を受ける仮設興行場等	基礎の構造に関する構造図及び検討書	
(4)	第3条第14号ただし書の基準が適用される仮設興行場等	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
			防火区画の位置及び面積
			防火設備の位置及び種別
			第3条第14号に掲げる区画に用いる壁の構造
		2面以上の断面図	第3条第14号に掲げる区画に用いる外壁の位置及び構造
	第3条第14号に掲げる区画に用いる床の構造		
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
(5)	第3条第15号アに該当する仮設興行場等	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置
			外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
(6)	第3条第15号イに該当する仮設興行場等	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
			延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法

(7)	くみ取便所を設ける仮設興行場等	配置図	くみ取便所の便槽及び井戸の位置
		便所の構造詳細図	屎尿に接するくみ取便所の部分
			便槽の種類及び構造
			便器及び小便器から便槽までの污水管の構造
			くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置
くみ取便所のくみ取口の位置及び構造			
(8)	火を使用する設備又は器具を設ける仮設興行場等	各階平面図	かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置、種別及び発熱量
			火を使用する室に関する換気経路
		換気設備の構造詳細図	火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別
室内仕上げ表	火を使用する設備又は器具を設けた室（主要構造部を耐火構造としたものを除く）の壁及び天井の仕上げの材料の種別及び厚さ		
(9)	防火地域内における仮設興行場等	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置
			外壁及び軒裏の位置及び高さ
耐火構造等の構造詳細図	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		
(10)	準防火地域内における仮設興行場等	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置
			外壁及び軒裏の位置及び高さ
耐火構造等の構造詳細図	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		

(1 1)	別表第1 (5) 項及び (7) 項の仮 設興行場等	付近見取 図又は配 置図	来客用駐車場の位置及び台数
(1 2)	別表第1 (3) 項の仮 設興行場等	付近見取 図又は配 置図	工事現場の位置、(3) 項の仮設興 行場等と工事現場の距離
(1 3)	別表第1 (2) 項及び (3) 項の仮 設興行場等	工程表	工事の着手から仮設興行場等が除却 されるまでの工程に関する事項
		建築物そ の他の工 事に係る 確認済 証、工事 請負契約 書その他 これらに 類する図 書	建築物その他の工事の確実な実施を 証する事項

参考

建築基準法施行規則第10条の4（抜粋）

法第85条第6項の規定による許可を申請しようとする者は、別記第44号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

藤沢市建築基準等に関する規則第20条第1項（3）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁、開口部及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ